

下田歌子の『和文教科書』考

「六之巻 更科日記」を中心に

久保貴子

1

明治十七（一八八四）年七月十日、実践女子学園学祖・下田歌子は、宮内省御用掛を拝命する。これを皮切りに、翌明治十八（一八八五）年九月十四日には、華族女学校創設にともない幹事及び教授兼勤被主事に任用され、続く明治十九（一八八六）年二月十日には華族女学校学監兼教授に任ぜられていく。同年四月十日に小学校令・中学校令・師範学校令・諸学校通則が各公布され、学校制度の基礎固めがなされていくまさにその前後、世にいう鹿鳴館時代ただ中のことである。

すでに下田学校において教育者として歩み始め、桃天学校へと

私教育の場を進展させてきていた下田歌子が、その教育現場を当時宮内省所轄の官立学校へと移したことはまことに意義深いといわねばなるまい。

華族女学校という場に身を置くにあたって、下田歌子がまず着手したのが『和文教科書』（宮内省版）の編纂であった。華族女学校の開校式は明治十八年十一月に執り行われているが、一巻巻頭に同年十二月の学校長・谷干城の序文「皇后宮有旨。設華族女学校。女史幹其事。兼任教授。特憂初学作文無軌範。而其業難進。遍閱古人著作。選其文美而旨正者。名曰和文教科書。（抜粋）」をいただくことから、すでにそれ以前に教材として使用していたものをおおよその基盤として、その原稿は準備されていたと考えて

よいであろう。このことは他の誰かの手になるものではなく、自らの手で編纂した教科書を用いて、自らが講義するという強い意志と姿勢とを如実に示している点で極めて象徴的であり、女子教育のまさに黎明期における下田歌子の教育姿勢をうかがい知ることができる重要な業績であるといえる。

その数八十余りに上る下田歌子の著作の中で、『源氏物語講義』や『家政学』は殊に知られているが、教育現場の状況を今に伝えるものとして、この『和文教科書』は看過しがたい作品であるといえる。これまで下田歌子の教育業績の一端として紹介されてはいたが、その内容については考究されてこなかった。強弱はあるものの、全巻すべてに施される注記からは、まさに学祖・下田歌子自身の講義する声を感じとることができ得る貴重な資料の一つであると捉えたい。

本稿は、『和文教科書』全十巻の中から実践女子大学に自筆原稿も残される「六之巻 更科日記」を中心に論じる。後述するように『更級日記』の最善本とされる藤原定家筆御物本は、著しい錯簡があったことで知られている。この『和文教科書』に所収される『更級日記』の本文は錯簡が発見・指摘される以前のもので、錯簡した状態のままの本文を採用しており、さらに校訂を加え、注が施されている。研究史に照らしても、錯簡が正される前の早い段階で『更級日記』に注目した、特筆すべき業績であり、嚆矢

的な注釈書であると言いつつ良い。これまで、本書の内容に触れた研究は管見に及ばないが、それが瑕瑾と思われるほど先駆的な意味を持つ注釈書の一つであると考えられる。さらにこれが女性の手になる書となれば、その価値は一層高まるであろう。

時代を超えて継承されてきた古典作品を、その時代時代の枠組みの中でどう捉え、どう理解し、また伝えようとしていたのか——このような先人の営みを下田歌子の教科書編纂という仕事を通して解明することが本稿の目的である。

なお、『和文教科書』所収本は『更科日記』と表記するが、現在この作品は『更級日記』と表記するのが通例となっている。したがって本稿では『和文教科書』所収本の翻刻箇所以外は、『更級日記』と表記している。

2

『和文教科書』は、次のような全十巻に編纂・構成される袋綴に装丁された板本（縦二三・三×横十五・五センチ内外）である。

「一之巻 徒然草ぬきほ」・「二之巻 徒然草ぬきほ」・「三之巻 いさよひの日記 阿仏」・「四之巻 から物語ぬきほ」・「五之巻 方丈記 鴨長明」・「六之巻 更科日記 菅原孝標女」・「七之巻 宇治拾遺物語ぬきほ」・「八之巻 宇治拾遺物語ぬきほ」・「九之巻

土佐日記 紀貫之・「十之卷 竹取物語」。

最初に、本書が編纂された目的を確認しておきたい。以下に、卷一冒頭に置く下田歌子自身が示す「例言(抜粋)」をあげる(二部旧字体表記を私に改める)。「例言」には、この編纂作業が、「ここにいう和文とはいわゆる文語体の文章を意味し、正しい文法と読み方、作文作歌を課して「和文の構成を理會」させようというものであった。」(『實踐女子學園一〇〇年史』)、と宣言されている。

和文学は、和文の構成を理會せしめ、又よく、和文を記述せしむべき、学科なれば、先づ、和文の上に切要なる、諸般の法則より、教ふべきなり。若し、其法則を教へずして、徒らに書を講じ、歌文を作らしめんとせば、到底、この学科の要領は、得しむること、能はざるべし。今和文学の法則として、教ふべきものをいへば、第一に、発音、(口語上の発音、および五十音の変化を教ふ。)第二に、仮名づかひ、(清音、濁音、音便、字音の仮字を教ふ。此教授の時間、おほよそ二十時間。)第三に、ことは、(歌文の解剖より得たる、各種の性質を、たもてる詞にて即ち、名詞、形容詞、動詞、副詞のたぐひ、及び、其上に存する、切要なる、諸法則を教ふ。此教授の時間、おほよそ九十余時間。)第四に、歌文の

構成、(種々の性質を、たもてる詞を、くみたて、ゆく順序、および、種々の文章、種々の歌を作るに、切要なる諸法則を教ふ。此教授の時間、おほよそ五十余時間。)第五に、弓爾乎波の、とのへなり。(名詞と副詞とに従ふ、弓爾乎波を、結びと、のふるみちを教ふ。此教授の時間、おほよそ三十余時間。)但し、此順序は、必しも、かくの如くなるべしと、いふにはあらず。殊に発音などは、今とみに、教ふべくもあらねば、五十音上の変化のみを、教へて足るべく、また、弓爾乎波は、歌文構成の次にすべき、条理なれども、仮名づかひの、次におくや、便りならん。(これは、最初より、作文詠歌、および読書を、課するならひなればなり。)されば、此学科を、教ふるには、先づ、其法則を教へ、次に読書と、作文詠歌とを、課すべし。読書は、法則の、古文にあらはれたる跡、および其変化を、理會せしむる為にて、作文詠歌は、法則の、運用に熟達せしめんの、目的なり。(作文詠歌は、仮名づかひと、弓爾乎波とを、教へをはりて、課すべし。読書は、最初より課するも、よからん。)

また、これに続いて編纂するにあたつての経緯と意図とを示している。

此書は、かみにいへる、和文学の読書の課に、供ふる書なり。従来、読書の科には、竹取物語、空穂物語、住吉物語、落窪物語、源氏物語、栄花物語、宇治拾遺物語、徒然草、土佐日記、十六夜日記などやうの書を、仮用し来りしかども、其書どもは、もとより、教科書として、かきたるにあらねば、仮用にだにも、不適當を覚ゆるところ、少なからず。殊に、男女のなからひなど、えもいはぬ、ふしさへありて、教への席には、もちいづべくもあらず。されば、此書は、上の物語日記などより、和文を習ふに、便りならんと、思はるゝふしへを、えらびとりて、ぬきほとは、しつるなり。

この「例言」の通り、すでに桃天学校における学科課程表（明治十五（一八八二）年）には右に列記される作品などを、講義ならびに輪講の教材として扱っていたことが認められるが、新たに下田歌子が『和文教科書』を編纂するにあたり、これらの教材を再検討し、取捨選択を加えていたことがわかる。これは華族女学校という新しい教育現場へと臨む下田歌子の新たな決意の一端が表れたものではなかつたらうか。³

一見して短編作品を中心に採り上げており、また中・長編作品は一章段ごとに短く区切って読むことが可能な作品を、さらに「ぬきほ」と抄出して採収していることに気づかせられる。こ

のことは、長編の文学作品を時間をかけて読み解くというよりも、一冊あるいは二冊で読み切ることが可能な短編を収録することで、教育現場という限られた時間であつてもおおよそ全編解説が可能になり、その特化した作品中での講義において、前掲した「例言」にある、「此学科を、教ふるには、先づ、其法則を教へ、次に読書と、作文詠歌とを、課すべし。読書は、法則の、古文にあらはれたる跡、および其変化を、理會せしむる為にて、作文詠歌は、法則の、運用に熟達せしめん、目的なり。」との方針に沿つて十分に目配りが叶うように編纂された様子がかうがい知れる。さらに「例言」には各教授内容に応じて「此教授の時間、おほよそ二十時間」、「此教授の時間、おほよそ九十余時間」、のようにおおよその時間配分も示されている。創生期の女学校に於いての講義で、おそらく教える側には指導しやすく、学ぶ側にも理解しやすいためであろうと自身が考え選定した作品群であつたと考えられよう。「もとより教科書としてかきたるにあらぬ」古典作品から一般にわかりやすい教材を選んで提供する姿勢は、まさに後年、『源氏物語講義』の著作において下田歌子が示した「わかりやすい」本文の校訂態度と軌を一にしている。公的な場で使用する教科書の選定と刊行とは、下田歌子自身が教育の基礎として重きを置いたであろうことは想像に難くない。各巻冒頭には「美濃源歌子編輯」と明記され、自身の責任と決意の程を知らしめて

いる。

そしてこの教科書は、その後重版しながら使い続けられていくことになる。主な刊記から、その変遷を追っていく。

(一)

明治十九年四月九日 版權免許

同 年同月十三日 版權讓受御届

同 年同月 出版

編輯人 下田歌子

東京四谷尾張町九番地

出版人 平尾錫藏

東京四谷尾張町九番地

製本兼 中央堂 宮川保全

発売元 東京神田猿樂町三丁目一番地

発売元 十一堂 明石範貞

東京京橋南鍋町二丁目三番地

売捌元 東京日本橋横山町二丁目

十一堂支店

大阪心齋橋通北久宝寺町

三木佐助

(二)

明治十九年四月九日 版權免許

同 年同月十三日 版權讓受御届

同 年同月 出版

同二十一年十一月十六日 訂正印刷再版

編者 下田歌子

東京四谷区尾張町九番地

發行兼 宮川保全

印刷者 東京日本橋区通塩町八番地

發行所 中央堂

右同所

(三)

明治二十二年四月廿六日 印刷 版權所有

全 五月二日 出版

編者 下田歌子

東京四谷区尾張町九番地

發行兼 宮川保全

印刷者 東京日本橋区通塩町八番地

發行所 中央堂

右同所

(二)に見られる「出版人 平尾錦蔵」名義の出版は、当時職を転々とする状態であった弟・平尾錦蔵に対する下田歌子の配慮と考えられるが、(二)・(三)にあるように訂正しながら(例えば、後掲の『和文教科書』「六之巻 更科日記」頭注⑩は、改訂の際に削除されている)印刷を重ね、再版を続けていることは、この『和文教科書』の需要度を物語るものと考えられよう。

「桃天学校教科書表(和歌文科ノ部)」には、「徒然草」(二巻・寛永三年正月再刻)、「古今集」(二十巻二冊・明治二年三月新刻)、「枕草紙」(三巻・延宝二年七月新刻)、「源氏物語」(五十四巻・延宝元年十一月新刻)、「万葉集」(二十四巻・文化二年八月新刻)などが示されているが、このように従来、おおむね江戸期の板本を使用していたことを考え合わせると、改めて新しい女子学校での教科書の必要性を強く意識し編纂・出版に踏み切ったのであろう。また、折しもの教科書「許可制」という時流に後押しをされた部分もあつたのかもしれない。

3

以下、『和文教科書』「六之巻 更科日記」頭書注記本文を掲出する。掲出に際して、私に巻頭から順次①以下の番号を付し、(一)に底本該当本文の各丁数を漢数字、各丁表裏をオ・ウ、行

数を数字で表した。またそれぞれの注記の該当する「更科日記」本文と江戸時代の諸板本間との異同を記し、下田歌子自筆原稿と異なる場合は、あわせて自筆原稿頭注をなるべく尊重する形で記した(同一の場合は省略している。なお、自筆原稿頭注に付された○△等の記号(下田自筆であろう)も掲出し参考に供した)。校合に使用したのは、群書類従所収本・元禄十七年板本・西門蘭溪校天保九年板本(略号はそれぞれ「和」「群」「元」「西」で示す)である。自筆原稿は、「宮内省用箋」一面二十字×十行の原稿用紙六十九枚(表紙一枚、原稿六十八枚)に本文・頭書を墨筆句読点・訂正箇所他が朱筆で記されている(実践女子大学図書館登録番号Sコ192、ゴチック体で示し、朱書は(朱)と分別する)。随所ペン書と推測される痕跡も認められるが、経年の為か劣化著しく一部を除き(※で示す)おおむね判読不可能な状態である。紙表紙を補強目的で近年に施した袋綴装と思われる(二十四・三×十六・三センチ)。

『和文教科書』「六之巻 更科日記」

① (一オ一)

此日記は、誤脱多く、異本ども、かれこれ見あはせたりしかども、猶こはといふべきは、見いでねども、此頃の、文章のすがたを見んには、便りともなりぬべければとて、斯くは、

編み入れたるなり。

② (二ウ六) [和] さぶらふなる

[群] 候なる

[元] [西] さぶらふなる

さぶらふなるの下には、を文字のあるべきを省けり。

さぶらふなるの下には、を文字のあるべきを、省きたるなり。

③ (二オ四) [和] [西] 見すて奉る

[群] みすて奉る

[元] 見すてたてまつる

見すて奉るの下には、が文字のあるべきを、省けり。

見すて奉るの下には、が。

④ (四オ三) [和] [群] [元] [西] ふしたる

ふしたるの下には、を文字のあるべきを、省けり。

⑤ (五オ四) [和] [群] [元] [西] ひたえ

ひたえは、直柄にて、すぐに上げたる、柄なりとぞ。

△(朱)

⑥ (六オ七) [和] 逃げゝると

[群] [西] 逃けると

[元] 逃げゝると

逃げゝるの下には、よ文字のあるべきを、省けり。

⑦ (六ウウ) [和] [元] [西] いかにあれと

[群] いかであれど

いかにとあれとは、一本に、いかてあれともあれども、事の意きこえがたし。前後に、脱文あるべし。

⑧ (七オウ) [和] [群] すませ奉りける家を

[元] すませたてまつりける家を

[西] 住せ奉りける家を

すませ奉りける家をの、家は、誤りならん。なくて、よき所なり。

⑨ (八オ一) [和] [群] 見えぬ

[元] [西] みえぬ

見えぬのぬは、ずのあやまりなるべし。ぬにては、てにをは調ひがたし。

⑩ (八ウ三)

〔和〕〔群〕〔西〕まごといふ
〔元〕まごといふ

まごといふの下には、脱文あるべし。ものといふ語どもをや、添ふべからん。

⑪ (九オ八)

〔和〕〔群〕ある
〔元〕〔西〕あるを

あるの下には、を文字のあるべきを、省けり。

⑫ (九オ10)

〔和〕三所に流れたる
〔群〕三ところにながれたる
〔元〕三所にながれたる

〔西〕三所流れたる

流れたるの下にも、を文字のあるべきを、省けり。

⑬ (十ウ八)

〔和〕来年あくべきにも、かみなして
〔群〕らいねんあくべき事もかみなして

〔元〕らいねんあくへくにもいミなして
〔西〕来年〇あくへきにもかミなして

かみなしては、守なくてを、写し誤れるにもやあらんか。此わたり、誤脱あるべし。

『かみなして』ハ△守なくてのあやまりか。(朱)

⑭ (十一ウ五)

〔和〕渡したりし
〔群〕〔元〕〔西〕わたしたりし

渡したりしの下には、が文字のあるべきを、省けり。渡りしは、一本には、渡せしともあるを、みれば、渡せりしとありしを、誤写せしにや。(マ)

⑮ (十二ウ九)

〔和〕あしがらなりし
〔群〕あしがら成し
〔元〕あしからなりし

〔西〕足柄なりし

あしがらなりしの下には、を文字のあるべきを、省けり。

⑯ (十四ウ一)

〔和〕〔群〕〔西〕わびしかりつる
〔元〕わひしかりつる

○(朱)

わびしかりつるの下には、に文字のあるべきを、省けり。

⑰ (十五オウ)

〔和〕〔群〕なくなりしぞと
〔元〕〔西〕なくなりしそと

なくなりにしぞとの下に、いふになどの文字を、添へて聞くべし。

⑮ (十五オ 8) 「和」〔群〕〔元〕〔西〕してし

してしは、してきといはでは、てにをは調ひがたし。伝写の誤りにもや

⑯ (十九ウ 5) 「和」〔群〕〔元〕〔西〕たちやあらまし

たちやあらましは、誤脱もやあるらん。数本、みな、斯くのごとくなれども、意さだかならず。

△(朱)

⑳ (二十ウ 9) 「和」なり果てゝぞ

〔群〕成果てぞ

〔元〕〔西〕なりはてゝそ

なり果てゝぞの、ぞ。文字、おちつかず。ひとつの動詞、おちたるなるべし。

○(朱)

㉑ (二十四ウ 9)

〔和〕森のある、おかしき所かな、みせてと、先づ思ひい

でゝ、こゝは、いづことかいふと問へば、
〔群〕^{木むら}もりのあるおかしき所かな。見せてとまづ思ひいでて。こゝはいづことかいふとへば。

〔元〕森のあるおかしき所かなミせてと。まづおもひ出て。こゝはいづことかいふとゝへば。

〔西〕森のあるをかしき所かなミせてと、まづおもひ出て。こゝはいづことかいふとゝへば。

森云々より、問へばの間に、詞おちたるべし。

意たしかに、きこえがたし。

△(朱)

㉒ (二十五オ 7) 「和」返りごとに

〔群〕返ごとに

〔元〕〔西〕返事に

返りごとは、かへしとあるべきこと、教科書三の巻、四丁にいへるが如し。

かへりごと●は、かへしとあるべきなり教科書三の巻、四丁にいへるが如シ。(※)

㉓ (二十五ウ 6) 「和」〔群〕〔西〕まことしかべい

〔元〕まことしかへい

まことしかべいは、まことしかるべきを、或ひは約め、或は音便にして、いひなしたるなり。

②4 (二十六ウ一) [和] 申すべきと

[群] [西] 申べきと

[元] 申へきと

○

申すべきの下は、ぞ。文字を省きたるなり。べきにて、切れたるには、あらず。

②5 (二十七オ一) [和] [群] 神仏にかは

[元] [西] 神仏にかハ

神仏にかはなどの、かはハ、反辞にはあらず。神仏にかあらんさるはなどいふべきを、斯くは、略せしなるべし。此たぐひ、此ごろの、書どもに、多し。

②6 (二十八ウ八) [和] 侍らひける、尋ねて、

[群] さぶらひけるたつねて

[元] さふらひけるたつねて

[西] さふらひけるたつねて

(二十八ウ九) [和] [群] [元] [西] おろしたるとて

侍らひけるの下には、を。文字のあるべきを、省けり。おろしたるの下には、ぞ。文字を省けるなり。たるより、直ちに、とてに、かけたるにはあらず。

②7 (三十二ウ一) [和] 有りつるといふに

[群] 有つるといふに

[元] [西] ありつるといふに

○ (朱)

有りつるとは、有りつなどとありしを、誤写せしなるべし。つるより、とにかゝらざるは、いふも更なれども、たとへ、かくとしても、詞たらぬこゝちせらる。

②8 (三十五ウ八) [和] 思ふべきと

[群] [西] おもふべきと

[元] おもふへきと

思ふべきの下には、ぞ。文字のあるべきを、省けり。

②9 (三十七オ二) [和] 風を、みにしめて

[群] 風を身にしめて

[元] [西] 風をミにしめて

風を身にしめては、風の身にしみての、誤りにはあらぬか。

しめてといへば、下句の恋ひしきを、他動の語にかへでは、
自他の語脈とゝのひがたし。此日記、誤脱多ければ、うち思
はるゝまゝをなん。

風を身にしめては、もしくは風の身にしてみてもあるを誤^{西米能}の、
誤りにはあらぬか。しめてといへば、下句の恋ひしきを、他
動の語にかへでは、自他の語脈とゝのひ●がたし。此日記、
誤脱多ければ、うち思はるゝまゝをなん。(※)

③⑩ (三十七ウ6) [和] 返り事に

[群] かへりごとに

[元] [西] かへりことに
かへりごとは、かへしとあるべき事、上にいへるが如し。

③⑪ (三十八オ6) [和] 返り事に

[群] かへりごとに

[元] [西] かへりことに
かへりごとは、上にいへるが如し。

③⑫ (三十八オ8) [和] [元] [西] かへりたりし

[群] 帰たりし

○(朱) ⊙(朱)

たりしは、たりきならでは、てにをは調ひがたし。例の誤写
なるべし。

③⑬ (三十九オ8) [和] 返り事に

[群] 返事に

[元] [西] かへりことに
かへりごとは、上にいへるが如し。

③⑭ (四十四ウ4) [和] くちをしからざなり

[群] [元] [西] くちをしからざなり

[西] くちをしからざなり
くちをしからざなりは、口をしからざるなりといふべきを省
けるなり。

③⑮ (四十六オ3) [和] なりなりな

[群] [元] [西] なりなりな

なりなりなは、なりなりとありしを、伝写の誤りにて、な文字、
ひとつ、書き添えたるにはあらぬか。

③⑯ (四十六ウ6) [和] [群] あべかめれ

〔元〕〔西〕あへかめれ

○〔朱〕

あへかめれは、あるべかるめれを省きしなり。

▲〔朱〕

れうかい一本には、うかざいともあり、孰れにても、意さだかならず。伝写の誤りもやあるへからん。

③⑦ (四十七才4) 〔和〕〔群〕〔元〕〔西〕さべき

さべきは、さるべきを省きしなり。

コノ一枚前後せり丁数をミ合せかくべし (朱)

③⑧ (五十才1) 〔和〕〔群〕ぐし給へる

〔元〕くしたまへる

〔西〕ぐしたまへる

ぐし給へるは、ぐし給へるぞといふべき、そ文字を省けり。

④② (五十八才1) 〔和〕〔群〕〔元〕〔西〕いきたる

○〔朱〕

いきたるの下には、に文字を省けり。

③⑨ (五十三才6) 〔和〕〔群〕ねたると思ひて

〔元〕〔西〕ねたるとおもひて

○〔朱〕

ねたると思ひては、ねたることと思ひてといふべきことこの文字を省けるなり。

④③ (五十九才5) 〔和〕〔群〕〔西〕とふなれば

〔元〕とふなれば

○〔朱〕

とふなればハ、といふなればを約めたるなり。

④④ (六十一才2)

④⑩ (五十四才7) 〔和〕〔群〕〔元〕れうかい

〔西〕れうかい

〔和〕宮づかへとても、ことはひとすちに、つかうまつりつゝ、かはやいかざあらん、時々立ちいでば、何な

るべくも、なかめり。年はやゝさだ過ぎ行くに、

〔群〕宮づかへとても。ことはひとすぢにつこうまつりつゞかばや。いかゞあらん。時々立いでばなになるべくもなかめり。としはやくはた過行に

〔元〕宮つかへとても。ことハひとすぢにつこうまつりつかはや。いかゝあらん。ときゝ立いてハなになるべくもなかめり。としハやゝはたすきゆくに

〔西〕宮づかへとても。ことバひとすぢにつこうまつりつ○つ病本アリかばやいかゝあらん、ときゝ立いでバ、なになるべくもなかめり、としはやゝはたすきゆくに、

△(朱)

△(朱)

このわたり誤脱ありげなれば、異本どもかれこれと見合せたれども、こはと覚ゆるも、なければ、今は、さてやみつ。

5

下田歌子の『和文教科書』の六之巻は内題に「更科日記 菅原孝標女」とあるように、教材として『更級日記』がとりあげられている。ここに日記文学、紀行文学の領域から先述したように『土佐日記』・『十六夜日記』と並んで、『更級日記』が選ばれていることは注目に値すると思われる。なぜならば『土佐日記』（江

戸時代に、池田正式『土佐日記講註』、人見卜幽『土佐日記附註』、北村季吟『土佐日記抄』、岸本由豆流『土佐日記考証』、富士谷御杖『土佐日記燈』、香川景樹『土佐日記創見』、田中大秀『土佐日記解』、橋守部『土佐日記舟の直路』、鹿持雅澄『土佐日記地理辨』などの注釈書が書かれ、明治十七年には佐々木弘綱『添註土佐日記俚言解』などが刊行されている）、『十六夜日記』（江戸時代に小山田（高田）与清・北条時郷『十六夜日記残月抄』という注釈書が書かれ、明治十八年には鈴木弘恭『参考標注十六夜日記読本』などが刊行されている）はそれぞれの作者紀貫之、阿仏尼の令名とともに早くから注目を集めていたと考えられるのに対して、当時『更級日記』の享受はあまり進んではいなかったのである。

これは『更級日記』の本文、すなわち藤原定家筆の御物本——現存する写本はすべて御物本に拠っている——に錯簡が生じていて、その読解に支障があったという事情が反映していたのである。大正十三（一九二四）年に、佐々木信綱、玉井幸助によって行われた御物本の調査、さらに翌年の玉井の『更級日記錯簡考』の発刊によって、錯簡が正され、正しい順番で読まれるようになった。近代の『更級日記』研究はまさにそこから始まったのであり、例えば堀辰雄など近代の作家達も言及するような、文学史的にも重要な作品となっていたのである。それ以前の『更級日

記』に対する注目とは、極めて大きな対比をなしているといえるだろう。

もちろん江戸時代に、本格的な注釈書の刊行こそないものの、元禄十七（一七〇四）年の絵入りの板本が発刊されるなど、『更級日記』への注目は一定程度あった。『群書類従』にも収録されているように、この作品に着目する人がいないわけではなかった。錯簡のため、今日のな目で見ると、前後のつながりに不備があつて相当読みにくいのが、この作品に心惹かれる人々は存在し続けてきたのである。

天保九（一八三八）年に発刊された西門蘭溪校本の板本も、元禄十七年板本と『群書類従本』とを踏まえながら、研究的な視点も垣間見られる。錯簡による限界はありつつも、『更級日記』を読み解こうとする努力は着実に行われていたのである。

下田歌子の『和文教科書』に『更級日記』が選ばれたのも、このような江戸時代の享受史が関わっていたことは想定できる。それにしても、津本信博の名著『更級日記の研究』に記された詳細な文献目録に閱しても、明治期の享受に関しては、この『和文教科書』の前には、わずかに明治十三（一八八〇）年の Phizmeier の独語訳（Wien にて刊行）を掲げるのみであり（それとて驚くべき業績ではあるが）、それ以前の明治期の部分は空白となっている。いかに『和文教科書』が先駆的な仕事であつたかがわかる

であろう。以下、その文献目録から、引用させていただくと（なお、この文献目録は『和文教科書』を載せるのはもちろんのこととして、書写本にまで注視怠りない大変な労作であることを付言しておきたい）。

『更級日記』（『日本文学全書』）博文館 明治二十三年

『校註 更級日記』佐佐木信綱 東京堂書房 明治二十五年

『更級日記』（国会図書館本）鳥山啓、大阪の書肆鹿田静七か

ら購入、校合 明治二十六年九月

『更級日記』（『群書類従』）経済雑誌社 明治二十七年

『更級日記』（『国文大観』）明文社 明治三十一年 板倉屋書

店 明治三十六年

『更級日記講義』大塚彦太郎 誠之堂 明治三十二年

『改訂 更級日記略解全』関根正直 明治書院 明治三十三年

というように、『更級日記』の注釈書の刊行が続いている。下田歌子の『更級日記』への着目は、そうした動きに先鞭をつけるようにも見え、その先駆性は注目に値しよう。

明治二十三（一八九〇）年に刊行された芳賀矢一・立花鏡三郎編『国文学読本』（富山房）は、時代順および作者順に国文学作

品を抽出していて、文学史的な視点の萌芽という観点からも興味深い書であるが、「緒言」から始まるこの書は「柿本人麿」「山部赤人」に続いて、「紀貫之」を立項し、さらに「紫式部」「清少納言」「源隆國」「藤原為業」「鴨長明」「葉室時長」に続いて「阿仏尼」の名を掲げている。それぞれ、

○紀貫之 土佐日記 抄略

○阿佛尼 十六夜日記

とあるように、『土佐日記』『十六夜日記』の一部が掲出されているのである。ここにも菅原孝標女の名も、当然のことながら『更級日記』の名も見ることができないのである。なお、この書は当時盛んに行われるようになった、文学史的な関心と強く呼応していて、時代や作家と作品との関係が色濃く立ち現れている。下田歌子の『和文教科書』は文学史的な視点は希薄で、和文としての規範を示す文章を掲出したという色彩が強いように思われる（その姿勢は頭注（頭書）にも反映している）。

それよりも前の刊行になるが、明治二十一（一八八八）年から刊行され始めた鈴木弘恭（東京女子高等師範学校などで教鞭をとった）の『標註国文抄』全十冊という選集にも日記文学・紀行文学の分野では『土佐日記』『十六夜日記』が選ばれ、『更級日記』は選ばれていない。

このような近接する時期の出版状況を見ても、『和文教科書』

に『更級日記』の全文を掲載した、その着目の早さは、際立っているように思われる（仮名日記という観点からすると、江戸時代に注釈も複数出版されていた『紫式部日記』や『蜻蛉日記』といった作品を掲出するという選択もあり得たはずである）。

6

さて、本稿でも紹介したように、この『和文教科書』は頭注（頭書）という形で、下田歌子による注釈が施されているわけだが、この『更級日記』においても四十四箇所にあぶ、注釈が示されていることは、このような享受という観点からの特筆すべきところである。もちろん教科書という特徴からでもあるが、あまり細かい注釈が施されているわけではない。特に人物や史実をめぐる注釈はまったくといっていいほど付けられていないのである。『更級日記』の現存する写本の元になったと考えられる藤原定家筆御物本が多くの傍注や勘物において、そうした記録的な情報を記していたのと極めて対照的である。語釈的な注釈も「ひたえのひさご」の「ひさご」に付けられた、「ひたえは、直柄にて、すぐにすげたる、柄なりとぞ」（本稿で⑤として紹介している）といった指摘ぐらいである。

むしろ注釈の大部分は本文の省略や脱落の指摘に費やされてい

て(②・③・④・⑥など)、文意をいかにつかむかという点に注解の意図は集約されているように思われる。今日的な視点からすると、一見誤脱を想定しなくても前後の意味が通じる部分もありそうだが、文語的文体を自家葉籠のものとして運用する教養人、知識人であった下田歌子であるがゆえに、より理解のしやすい、自然な本文に整えたいという意向が働いていたものと考えられる。そこには「例言」に述べていた「今和文学の法則として、教ふべきもの」の爲として選びとる規範となる文章を掲載するという教科書的な視点もまた働いていたことであろう。それにしても、錯簡が正される前の状況下での仕事が困難なものであったことは容易に想像される。

冒頭に「此日記は、誤脱多く、異本ども、かれこれ見あはせたりしかども、猶こほといふべきは、見いでねども、此頃の、文章のすがたを見んには、便りともなりぬべければとて、斯くは、編み入れたるなり」(①)とあるように、さまざまな写本を参照して、より良い本文を構築しようと努力をしていたことがうかがえる。下田歌子がどのような本を披見していたかは現時点で不明であり、稿者もさらに調査を期したいと思うが、本稿が注釈を掲出する際に、参考として掲げた『群書類従本』や二種類の板本は下田歌子の座右にあったことであろう。一つ興味深いこととして、明治二十六(一八九三)年九月に鳥山啓が現在国会図書館に蔵さ

れている本を、大阪の書肆鹿田静七から購入し校合しているが(津本『更級日記の研究』に記載がある)、この本の書写奥書に拠ると、校合に際して、この『和文教科書』が使われているとともに(「和本 和文教科書頭書あり」)、「華本 華族女学校蔵写本なり傍註あり奥書あり」という記述があり、下田歌子がこの教科書を使用した、まさにその華族女子学校に『更級日記』の写本が存在していたことを伝えている。この本も下田歌子が披見していた蓋然性は極めて高いであろう(なお、国会図書館本も含めて、『和文教科書』編纂に際して、下田歌子が披見していた『更級日記』の写本や板本については今後あらためて調査・報告をしたい)。

7

ここでは『和文教科書』の中の『更級日記』に限って論究を試みたが、さらに全体を視野に収めた研究が求められているよう。教育対象として、とりわけ女子教育の対象として、古典文学作品に下田歌子が何を求めていたか、もちろん下田自身の直接述べたことばから探ることも可能であるわけだが、そうしたことばからこぼれ落ちているような内実を、まさに教科書に選ばれた作品群の中から、またそこに寄せられた注釈ということばの中から探り出すことも可能であり、そこに本当に大切なものが存在している場

合もあると考えるのである。

最後に、そのような観点から、下田歌子が『更級日記』を選んだ理由の一つとして、この作品の表題が信濃国の姨捨伝説に基づいて記されていること、また上総国から京への紀行から筆が起こされていることと関わらせて考えられるのではないかとという卑見を述べたい。下田歌子が生まれたのは、信濃国に近接する美濃国岩村藩であり、まず『更級』という表題に親近感を抱いたことが想像される。また十七才で上京したという経歴は、十三才で京に上った孝標女と自分を重ね合わせるに足る符合だったのではあるまいか。もちろんその行く先は東京と京ということで相違があるが、都であることには変わりはない。郷里で才女と歌われていた下田歌子(平尾鉦)が上京に際して抱いた感慨が、京に物語を求めて旅立つ孝標女に重ねられていたことは十分想定できるように思われる。下田歌子が上京時に記していたという日記はいみじくも『東路之日記』と題されていたのであった(現在は散佚し、その写本のみ在している)。

そのような推定を裏付けるものとして、下田歌子の著作『女子の文藝』を挙げておきたい。ここでは女性が学んでおきたい古典文学作品が並べられ、読みどころが抽出されているが、他の文学作品と並んで、『更級日記』から、浜名の橋から高師の浜、二村山さらに宮地の山に及ぶ記述が引用されている。『更級日記』と

いえば、冒頭部や『源氏物語』入手の場面が取り上げられるのが、現在の古典教育の定番であるが、ここでは紀行部分からの抽出となっている。その紀行の中でもあまり有名な箇所ではないので、いささか意外な感もあるが、下田歌子が『更級日記』の上洛の記、紀行部分に価値を置いていたことが裏付けられるように思われる。そして、美濃国から南下する遠江、三河国の景観が選び取られていることも、もちろん宮地の山で詠まれた歌に歌人として関心が寄せられてはいたのだろうが、そうした下田歌子の郷里への意識が幾何か反映していたのではないだろうか。下田歌子の郷里岩村は、遠江、尾張、信濃三国と美濃を結ぶ街道の結節点に位置していたのである。では、同じ美濃国の野上などの記述が取り上げられなかったのはなぜかという疑問を挟まれるかもしれないが、野上は「野上といふ所に着きぬ。そこに遊女ども出でて来て、夜一夜歌うたふにも、足柄なりし思ひ出でられて、あはれに恋しきことかぎりなし。」とあるように、遊女が描かれているので、教科書の採録には適しなかったのであろう。『更級日記』に対する時代を超えた着目も、このような郷里への思いに支えられていた部分があったのではないだろうか。『更級日記』はその表題、内容から、下田歌子の琴線を刺激するものがあつたと想定されるのである。

いずれにしても『和文教科書』において『更級日記』の全文が

採用され、そこに頭注（頭書）が記されていたことは、『更級日記』に對峙した女性による初めての試みであり、研究史においても特筆すべき重要事であった。今後さらに『和文教科書』全体を視野に収めながら、この書の考究を進めていきたいと願っている。

■注

1 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会、学校法人実践女子学園、平成十三年三月。

2 注1に同じ。

3 学祖の教育理念が当時いかに直接的な影響を与えていたかについては、例えば、跡見学園の母体である跡見学校（跡見女学校）において、学祖跡見花蹊が自筆の手本による書道教育を推進していたことなどに、その一端を垣間見ることができよう（植田恭代『源氏物語』からみる跡見女学校の教育——明治・大正期を中心に——、跡見学園女子大学文学部紀要 第三十七号、平成十六年三月）。

4 伊藤鉄也（河内本群）を指向した下田歌子の校訂本文——『源氏物語講義（桐壺）』の検討を通して——、『講座 源氏物語研究 第七卷 源氏物語の本文』おうふう、平成二十年二月。

5 注1に同じ。

6 注1に同じ。

7 育英書院、大正十四年五月。

8 早稲田大学出版部、昭和五十七年七月。

9 富山房、明治三十七年五月。

（くぼ・たかこ／実践女子学園下田歌子研究所研究員）